

学校いじめ防止 基本方針

大分市立大東中学校

令和6年4月

目 次

1	学校いじめ防止基本方針	1
2	いじめとは	1
	(1) いじめの定義	1
	(2) いじめに対する基本的な考え方	2
	(3) いじめの集団構造と態様	2
3	いじめ防止の基本的な方向と取組	2
	(1) 指導體制、組織体制	3
	(2) 年間指導計画	3
4	いじめ防止の措置	4
	(1) いじめの予防	4
	(2) 早期発見	5
	(3) いじめの対応	7
5	いじめの観衆・傍観者への対応	10
6	ネットいじめへの対応	11
	(1) 基本的な考え方	11
	(2) ネットいじめとは	11
	(3) ネットいじめの具体例	11
	(4) ネットいじめの未然防止・早期発見	12
	(5) ネットいじめの早期対応	13
7	児童生徒の自殺予防	13
8	重大事態への対応	14
	(1) 重大事態とは	14
	(2) 重大事態対応について	14
―別紙資料―		
	① いじめ初期対応の基本的な流れ	15
	② 重大事態への対応の流れ	16
	③ いじめアンケート	17
	② 「大東ファミリーの一と」	18
	③ いじめ等に関する相談機関	19

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで本校では、いじめは「人間として絶対に許されない、重大な人権侵害」である。「いじめは子どもの尊厳を脅かす、卑劣な行為である」という認識に立ち、いじめが行われず、すべて生徒が安心して安全に学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、関係諸機関等との連携を図りながら、学校全体で組織的にいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめ事案への適切かつ迅速な対処、さらに再発防止に努めることを旨として、ここに『学校いじめ防止基本方針』を定める。

また、『学校いじめ防止基本方針』を学校ホームページに掲載すると共に、生徒、保護者等に説明する機会をもち、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に努める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」より

(注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

(注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(注3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(注4) 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

* 具体的ないじめの態様(例)

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめに対する基本的な考え方

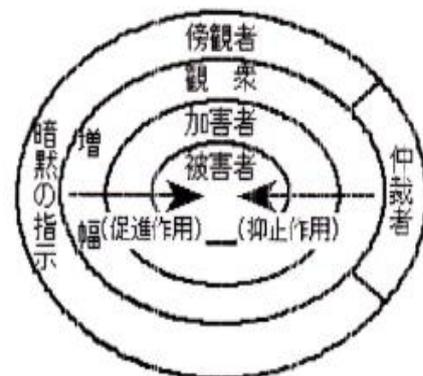
いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、いじめ問題に取り組むにあたっては、どのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の迅速な「いじめ事案への対処」に的確に取り組むことが必要である。

- いじめは「人間として絶対に許されない」という認識に立つこと。
- いじめ事案への対処においては、被害者の立場に立つことが必要であること。
- いじめ問題は学校（教職員）の指導の在り方が問われる問題であること。
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること。
- いじめ問題は家庭教育に大きく関わる問題であること。

(3) いじめの集団構造と態様

①いじめの集団構造

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめの子」への抑止力になる。



②本校のいじめの態様

冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われるといった事案が発生している。教員の指導、保護者との連携、被害者への謝罪等により一定の解決につながってはいるが、重大事態に発展しかねないことを念頭に置き、常日頃からいじめに向かわない力（人として - 学び・支え・感謝 - する力）をつけ、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに組織的に取り組んでいかなければならない。

3 いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) 指導体制、組織体制

①指導体制

- (ア) 校長のリーダーシップのもと、学校の現状と課題をふまえて指導方針を決定する。その際、指導における具体的な行動基準を示し、全教職員が組織的に対応できるよう役割分担を明確にするよう努める。
- (イ) 関係法令、「大分市いじめ問題対応マニュアル（改定版）」、学校いじめ防止基本方針等を効果的に活用した校内研修を行い、さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して、専門的知識に基づいた研修の充実を図る。
なお、管理職は、研修後、教職員がいじめ問題への対応に関する理解度の把握に努め、研修方法や研修内容のさらなる改善・充実を図る。
- (ウ) 日常の観察や「自学ノート」「個人面談」等から、いじめに関する情報を教職員全員で収集し、現状と課題を共有する。
- (エ) 定期的にいじめなど児童・生徒の行動にかかわる情報交換会等を実施する。
- (オ) いじめの兆候が見られた場合、迅速に組織的な対応を行う仕組みをつくる。
- (カ) 生徒や保護者が何でも気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。

- (キ) いじめの事実関係の把握については正確かつ迅速に行う。その際、個人情報の取り扱いについては十分留意する。
- (ク) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを含めた関係諸機関との連携を密にするとともに学校における相談機能の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (ケ) 「児童生徒支援引継ぎシート」をもとに職員会議等で共通理解を図り、支援方針を検討・見直しを図る。
- (コ) 日ごろから児童・生徒や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について、積極的な紹介を行う。

***学校における「学校いじめ防止基本方針」は定期的に点検し、いじめ防止対策委員会等において、状況に応じて見直しを行う。**

②組織体制

名称 いじめ防止対策委員会

構成員 校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談担当教諭、
【緊急時】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係教職員、その他

- 役割**
- 学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
 - 校内研修会の企画、立案
 - 調査結果、報告等の情報の整理、分析
 - いじめが疑われる案件の事実確認、判断
 - いじめ発生時における「いじめ防止対策委員会」の設置、サポートチームの結成
 - 関係諸機関への報告、相談
 - 配慮を必要とする生徒への支援

(2) 年間指導計画（学校いじめ防止プログラム）

月	年間指導計画		教職員研修	
4	学級開き 相談窓口の周知 オリエンテーション(1年) 学校面談 生徒総会	学年・学級の仲間づくり <u>いじめをなくすための啓発強化週間</u> <u>いじめアンケート月1回</u> 教育相談	第1回いじめ防止対策委員会 *年間計画の確認、問題行動調査結果を共有	
5	体育大会 小中連絡会(1年)		校内研修 *いじめの早期発見・対応・対処について	
6	中体連市総体 ネット安全教室		道徳教育の充実	第2回いじめ防止対策委員会 *1学期の振り返りと2学期の準備
7	生徒会役員選挙 防災学習			校内研修 *いじめ事案について
8	平和学習 人権作文・標語			
9	防災学習			

	職業体験学習(2年) 宿泊体験学習(1年) 薬物乱用防止教室 読み聞かせ活動(3年)		道徳教育の充実	
10	中体連新人戦	生徒会による いじめをなくす運動		
11	修学旅行(2年) 合唱コンクール 文化発表会	<u>いじめをなくすための 啓発強化週間</u>		
12	人権学習			第3回いじめ防止対策委員会 *2学期の振り返りと3学期の準備 <u>校内研修</u>
1		<u>教育相談</u>		<u>*いじめ防止の成果と課題について</u>
2	入学説明会			
3	3年生を送る会 卒業式 学級編成	<u>教育相談</u>		第4回いじめ防止対策委員会 1年間の振り返り、見直しと次年度の準備

4 いじめ防止の措置

(1) いじめの予防

①いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

例：構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、ピア（仲間）サポート等

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。また、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、生徒それぞれの持つ特性について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

④自己有用感や自己肯定感の育成

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、校区小学校や近隣中学校との連携にも積極的に取り組む。

⑤生徒自身（生徒会活動等）による取組

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ばせる。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ばせる。

なお、生徒自身(生徒会活動等)の取組が、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

◇学習指導の充実

○学びに向かう集団づくり ○意欲的に取り組む授業づくり

◇特別活動、道徳教育の充実

○学級・生徒会活動の充実 ○ボランティア活動の充実

◇人権・同和教育の充実

○人間関係づくりプログラムの実施 ○人権・同和教育研修の充実

◇情報モラル教育の充実

○情報モラル講演会等の実施

◇教育相談の充実

○大東ファミリーの一との実施 ○二者面談・三者面談の定期開催

◇保護者・地域との連携

○学校いじめ防止基本方針等の周知 ○学校公開日の実施

(2) 早期発見

①基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視せず、積極的に認知する。

また、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れ

るあまり訴えることができないこともある。さらに、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることも大切である。

②早期発見の手立て

(ア) 観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

- 生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- 授業だけでなく休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。
- 日頃よりいじめについての相談窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。
- 担任を中心に生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- 気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- 生徒が出すサインに気づく
いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもの側からも出ている。様々な方法を用いていじめの把握に努める。

(イ) 情報収集 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

- 自学ノートや日記を活用することによって、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り、情報を積極的に収集するとともに、信頼関係を構築する。
- 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- 相談窓口（教頭など）を設け、保護者や地域からの情報が届きやすくする。

(ウ) アンケート調査等 ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

- 学期途中で1回以上の「いじめアンケート調査（記名式）」を実施する。

【別紙資料：いじめアンケート】

- アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識を持つ。
- いじめ予防のための教職員意識調査を活用し、子どもの状況や教職員の指導方法を客観的に把握する。

(エ) 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

- 日常の生活の中での声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 生徒の信頼関係を形成する。
- 毎学期に学校生活についてのアンケートを実施し、その結果をもとに教育相談を実施する。

【別紙資料：学校生活アンケート】

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や各種相談機関（24時間いじめ相談ダイヤル等）の周知及び関係諸機関との連携をする。
- 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

(3) いじめの対応

①基本的な考え方

いじめの兆候が発生した時は、問題を軽視することなく、担任一人で抱え込まず、早期に適切な対応を学年及び学校全体で組織的に行うことが重要である。

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・

背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るように継続的な指導をする。

さらに、保護者に正確な事実を説明し、誠意ある態度で接し、ともに解決に向けた協力体制と信頼関係を確立するよう努める。

②いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (ア) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う等、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (イ) 教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会と情報を共有する。いじめ防止対策委員会
は、中心となって速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認、いじめの進捗レベルの把握を行う。その際、一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握するよう心がけるとともに、得られた情報は確実に記録に残す。すべての記録については5年間保存する。
なお、いじめの進捗がレベル2以上である場合は、初期対応の基本的な流れに沿って、速やかに事実関係の把握、被害者、加害者への聞き取り等支援策の検討に入る。
また、いじめに関わる情報（疑わしいものも含めて）を速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、「いじめ一報」及び「いじめ続報」を大分市教育委員会へ提出し継続して指導する。

* 事実確認を行うに当たって

- いじめられた生徒、いじめた生徒からの事実の背景と経過について把握する。
(5W1Hを時系列で。複数の教員で同時に行う。)
 - 双方から話を聴くときは、慎重にかつ注意深く進め、焦らない。心を開くまで辛抱強く行う。
 - 事実をつき合わせ、矛盾がないか事実の整理をし、実際の状況や背景を理解する。
 - 事実の確認中は、個人で判断せず、指導を急がない。
- (ウ) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、校長に報告し状況に応じて関係諸機関に報告や相談を行う。
- (エ) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (オ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

③保護者及び関係機関との連携

- (ア) 保護者・家庭…学年主任、学級担任

学校から伝えること

- 被害者最優先の姿勢で対応する方針
 - ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

○ 加害者側へ毅然と対応する方針

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

学校が確認すること

- 保護者が知り得た情報
- 学校に対する要望
- 警察への被害申告の意思
- 学校への具体的支援の内容

学校が配慮すること

- 知り得た事象内容の保護者への公表
- 安全配慮が不十分であった場合の謝罪

(イ) 学校運営協議会・地域の方々・保護者会等…管理職

学校が確認すること

- 学校運営協議会・地域の方々・保護者会等が知り得た情報
- 学校に対する具体的支援の要望内容

学校から伝えること

- 被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
- 見守り等の依頼

(ウ) 医療機関・児童相談所(子ども家庭支援センター)・弁護士等…管理職、生徒指導主事

学校から伝えること

- 被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
- 学校への協力依頼

学校が確認すること

- 関係機関が知り得た情報
- 専門的立場からの助言(必要に応じて、ケース会議を継続的に開催)
- 学校に対する具体的支援の内容

(エ) 警察…管理職、生徒指導主事

学校と警察との連携

- 学校警察連絡協議会の積極的な運用と情報共有
- スクールサポーター等による非行防止
- 教室の開催(いじめが犯罪行為になる場合があることを児童生徒に理解させ、いじめの未然防止を図る)

学校から伝えること

- 児童生徒の健全育成を図ることを目的とした「学校と警察の連絡制度」に基づく、いじめ事象についての情報共有と対応の協議
- 犯罪行為となるいじめ事象
事象内容、関係児童生徒、被害申告の意思、学校の指導方針等
- 今後、犯罪等に発展するおそれがあるいじめ事象、又は学校長が通報を必要と判断した事象
- 事象についての連絡、学校と警察の連携した対応について依頼

◇犯罪につながる可能性があるいじめ

暴行や脅迫を用いてわいせつな行為をする(被害者が13歳未満は暴行や脅迫がなくても該当)	強制わいせつ罪 刑法176条
水や泥をかける 叩く 殴る 蹴る 小突く 物をぶつける 胸ぐらをつかむ 押し倒す 髪の毛を引っ張る/切る つねる プロレスごっこの強要	暴行罪 刑法208条
上記の行為等によりけがを負わす 火を押しつける	傷害罪 刑法204条
言葉や文書やメール等で身体や財産に危害を加えると脅す	脅迫罪 刑法222条
性的行為を強要する 裸になることを強要する	強姦罪・強要罪 刑法177・223条
インターネット上や黒板等において実名を挙げて中傷する	名誉毀損罪・侮辱罪 刑法230・231条
他人の持ち物を盗む 自分の欲しい物を他人に盗ませる	窃盗罪 刑法235条
金銭や物品を要求する	恐喝罪 刑法249条
持ち物を壊す 捨てる 落書きする 服を破る(物の形状が元に戻らない程度)	器物損壊罪 刑法261条
裸の姿を携帯電話・スマートフォン等やカメラで撮影する 裸の写真をメールで送信する/インターネット上に掲載する	児童売春・児童ポルノ禁止法
人を教唆(飛び降りろなどと言う)して自殺を促す	自殺教唆 刑法202条

④いじめの解消

「いじめ続報」を提出し、いじめが解決したと思われる状態であっても、あくまで一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察し支援を行う。

※いじめが「解消している」状態とは

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- i) いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安に継続していること。
ただし、いじめの被害の重大性等によっては、より長期の期間を設定する必要がある。
- ii) 被害者本人及びその保護者に対し、面談等により、被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること。

5 いじめの観衆・傍観者への対応

○いじめの観衆

いじめを強化する存在・・・自分は直接いじめを行わないが、はやし立てるなど、精神的支援をする役割を果たす者

〈背景として考えられること〉

- ・いじめの報復を恐れている。

- ・仲間外れにされたくない。
- ・いじめがおもしろい。
- ・いじめを受けている児童生徒への不快感がある。

〈指導〉

- ・はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- ・いじめを受けた児童生徒の気持ちになって考えさせ、いじめを行った児童生徒と同様の立場にあることを気づかせる。

○いじめの傍観者

いじめを支持する存在・・・いじめに対し、制止することはせず、見て見ぬふりをし、関わりを避けようとする者。

〈背景として考えられること〉

- ・「次は自分がいじめられる」との葛藤がある。
- ・正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。
- ・自分の関心を持つものにしか気が向かず、人との関わりに関心である。
- ・周りはどうであれ、我慢せずの姿勢である。

〈指導〉

- ・いじめは他人事でないことを理解させる。
- ・いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ・傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気づかせる。

○学級全体への指導

指導・・・いじめは全体の問題であり、「安心できる学級づくり」をみんなで進めるという観点から指導する。

- ・「いじめは許さない」という断固たる教職員の姿勢を示す。
- ・いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- ・傍観などの意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- ・見て見ぬふりをしないように指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係や学級の連帯感を築く。
- ・児童生徒一人ひとりが活躍できる場を意図的・計画的に設定する。

☆日々の教育活動において

○いじめについての共通理解

○いじめに向かわない態度・能力の育成

○自己有用感や自己肯定感の育成

○児童生徒の主体的な取組の推進

6 ネットいじめへの対応

(1) 基本的な考え方

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を

求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、市教委や関係諸機関と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、パソコン、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

（２）ネットいじめとは

- 不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

（３）ネットいじめの具体例

- パソコンや携帯端末から、SNS・ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込む。
(例) SNSのタイムライン上に、「〇〇さん（実名）を無視しよう」とか、「〇〇さん（実名）の顔がキモイ」などという書き込みをされた。
- SNS・ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報を無断で掲載する。
(例) 他人にホームページを無断で作成され、顔写真を勝手に載せられた上、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込み（キモイ、ウザイ、死ね等）をされたため、クラス全体から無視された。
- 特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を不特定多数の携帯端末等にメールで送信する。
(チェーンメール)
(例) 「〇〇さん（実名）は、いじめを繰り返している。私は決して許すことができない。」という全く事実無根の内容のメールを複数の人物に対して送るよう促すメールが、同一学校の複数の生徒に送信された。
- 特定の子どもになりすましてネット上で活動し、その子どもの社会的信用を貶める行為などを行う。(なりすましメール)
(例) 「〇〇さん（実名）」になりすまして、無断でプロフが作成され、「暇だから電話して」とか、「彼氏募集中」などといった書き込みをされたうえ、メールアドレスや電話番号等を勝手に記載された。

(4) ネットいじめの未然防止・早期発見

① 教職員の日頃の情報交換

「ネットいじめ」の現状について、事例等を踏まえ共通認識・理解を図る。

② 日常の指導・観察・見守り

傾聴、共感的理解、受容といった姿勢を大切に、子どものサインや情報をキャッチする。

③ 発達段階に応じた指導

「ネットいじめ」の危険性を指導するとともに、情報モラル教育を計画的に実施する。

- インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。(インターネットの特殊性を踏まえて)
 - ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
 - ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
 - ・違法情報や有害情報が含まれていること。
 - ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
 - ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 生徒たちの心理
 - ・匿名で書き込みができるなら…
 - ・自分だと分からなければ…
 - ・誰にも気づかれず、見られていないから…
 - ・あの子がやっているなら…
 - ・動画共有サイトで目立ちたい…
- ④ 保護者と連携した啓発活動…学校での学校のきまり遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから保護者と緊密に連携・協力し双方で指導を行う。
 - 携帯電話やスマートフォン、パソコン等の使用における家庭のルールを作るよう啓発する。
 - 生徒たちのパソコンや携帯電話・スマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングやアクセス制限だけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話スマートフォン等を持たせる必要性について検討する。
 - インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
 - 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

- ⑤ 教育相談の充実…子どもの様子を観察し「ネットいじめ」と認められる行為には、見逃すことなく迅速に対応する

(5) ネットいじめの早期対応

①指導のポイント

- 指導にあたっては基本的には他のいじめ事案と同様の取り扱いとする。
- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

②児童生徒への対応

- 被害児童生徒への対応
きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。
- 加害児童生徒への対応
加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応をする。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導を行う。
- 全校の児童生徒への対応
個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

③保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。

④書き込みのサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し運営会社や管理者に連絡する。必要に応じて相談機関や専門機関との連携も検討する。

⑤専門機関との連携

人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

7 児童生徒の自殺予防

○自殺に追いつめられる児童生徒の心理

- ・ひどい孤立感
「誰も助けてくれない」「居場所がない」「迷惑をかけるだけだ」としか思えない心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまう。
- ・無価値観
「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」等の考えがぬぐいされなくなる。
- ・強い怒り
自殺企画の前段階として、強い怒りを他者や社会にぶつけることがある。
- ・苦しみが永遠に続くという思いこみ
自分の苦しみが永遠に続くと思ひこみ、絶望的な感情に陥っている。
- ・心理的視野狭窄
自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態になる。

○学校における早期発見に向けた取り組み

- ・長期休業明けに児童生徒の自殺が増加する傾向があることを踏まえ、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。
- ・学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業中においても、登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。
- ・長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企画する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療関係等と連携しながら組織的に対応すること。
- ・児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

☆自殺願望や自傷行為のある児童生徒への対応の原則・留意点

○TALKの原則

- T e l l : 言葉に出して心配していることを伝える。
A s k : 死にたいという気持ちについて、素直に尋ねる。
L i s t e n : 絶望的な気持ちを傾聴する。
K e e p s a f e : 安全を確保する。

- ①ひとりで抱え込まない。
- ②急に児童生徒との関係を切らない。
- ③関係機関と連携する。

☆児童生徒に必要な自殺予防の知識

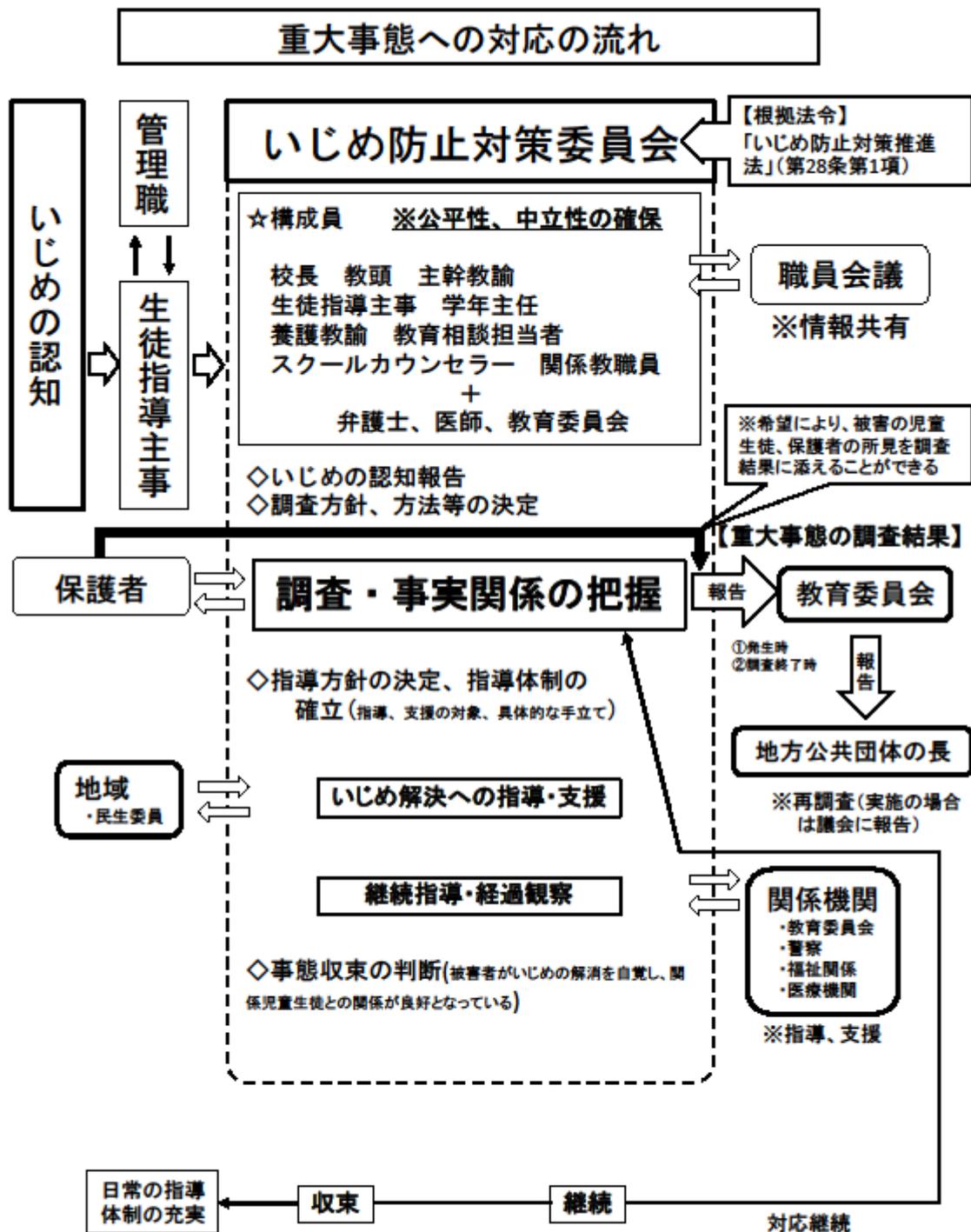
- ①心の危機のサインを理解する。
- ②ひどく落ち込んだ時には相談する。
- ③友だちに「死にたい」と打ち明けられたら大人に相談する。
- ④自殺予防のための相談機関について知っておく。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日が目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態対応について・・・【別紙資料：重大事態への対応】



いじめアンケート

次の【～】までの質問について、当てはまる記号に○をつけてください。「その他」を選んだ場合には、()の中に簡単に文章で記入してください。

問 1 今の学年になって、いじめられたことがありますか。

ア ある いつ頃 (月) イ ない

問2へ進んでください。

問9へ進んでください。

問 2 誰からいじめられましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。

ア 同級生 イ 上級生、下級生 ウ 部活動 (学校外でのスポーツ活動等を含む) を一緒にしている生徒
エ 他の学校の生徒 オ 地域の人 カ その他 ()

問 3 どんないじめを受けましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。

ア 言いがかりをつけられたり、おどされたりした イ 冷やかされたり、からかわれたりした (身体のことや言葉づかいなど)
ウ 仲間はずれにされたり、無視されたりした エ ながられたり、けられたりした
オ お金やものをとられた カ 自分のものを隠されたり、壊されたり、捨てられたりした
キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことなどを無理やりさせられた
ク いろいろな用事を言いつけられて、無理やりさせられた
ケ インターネットの掲示板などに悪口などを書かれた
コ その他 ()

問 4 いじめられたとき、学校、家族、友人に、どんなことをしてほしいですか。

(下のわくに書いてください。)

学校に:

家族に:

友人に:

問 5 今もいじめは続いていますか。 ア 続いている イ 続いていない

問 6 いじめられたことを誰かに相談しましたか。 ア 相談した イ 相談していない

問7へ進んでください。

問8へ進んでください。

問 7 誰に相談しましたか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。

ア 家族 イ 友人や先輩、後輩 ウ 担任の先生 エ 養護の先生
オ 校長先生や教頭先生 カ ウ～オ以外の先生 キ スクールカウンセラーや相談員の先生
ク 学校以外の相談機関 ケ その他 ()

*次は、問9へ進んでください。

問 8 相談していない理由は何ですか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。

ア 他の人に相談するとよいいじめられるから イ 他の人に相談してもわかってくれないから
ウ 自分の弱いところを見せたくないから エ 家族に言うと悲しむから
オ その他 ()

問 9 あなたは、誰かがいじめられているのを見たり聞いたりしたことがありますか。 ア ある イ ない

問10へ進んでください。

問11へ進んでください。

問10 あなたは、いじめを見たり聞いたりしたとき、どうしましたか。

当てはまるものに、すべて○をつけてください。

ア いじめている人に注意したり、やめさせたりした イ いじめられている人の話を聞いたり相談に乗ったり励ましたりした
ウ 先生に相談した エ 友だちや先輩などに相談した
オ 自分の家族に相談した カ いじめられている人の家族に相談した
キ スクールカウンセラーや相談員の先生に相談した ク 何もなかった (できなかった)
ケ その他 ()

問11 あなたは、いじめをなくすためには、どうしたらよいと思いますか。

当てはまるものに、すべて○をつけ、その他があれば書いてください。

ア 学校や学級で話し合い、ルールをつくり、みんなが守るようにすること
イ 学級会 (ホームルーム) や生徒会でいじめをなくす活動すること
ウ 相談室や相談箱などを整えたり、先生が相談に乗ってくれたりすること
エ 先生が、悪いことは「悪い」と厳しく指導すること
オ 遊びやスポーツ、レクレーションなどでみんなが交流すること
カ ボランティアなどのいろいろな体験活動をみんなと一緒にすること
キ 地域の人がいっつも学校に来て一緒に活動するような学校にすること
ク 保護者が子どもに善悪をきちんと教えること
ケ その他 ()

「大東ファミリーのーと」

	今月の反省』を書きましょう	いじめや差別について 気になることは？	今、困っている事？ 今、悩んでいる事？	学校内や地域で 気になることは？	来月の目標』を書きましょう
4月					
5月					
6月					
7月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

いじめ等に関する相談機関						
相談窓口名称	運 営	電話番号	URL, Eメール	開設時間	定休日	備 考
エデュ・サポート大分	大分市教育委員会	097-533-7744		9:00～18:00	土日祝祭日	電話・来所相談
学校教育課 児童生徒支援室	大分市教育委員会	097-537-5998		8:30～17:15	土日祝祭日	電話・来所相談
大分市東部子ども家庭支援センター	大分市	097-527-2140		8:30～18:00	土日祝祭日	家庭や学校での悩み、困った時
大分市保健所	大分市	097-536-2852		8:30～17:15	土日祝祭日	心の健康に関する相談
24時間子供SOSダイヤル	大分県教育委員会	0120-0-78310 (フリーダイヤル)		24時間受付		いじめ相談
大分県教育センター教育相談部	大分県教育委員会	097-503-8987	oita-edu-c.soudan@pref.oita.lg.jp	9:00～17:00	土日祝祭日	いじめ・不登校相談
いつでも子育てホットライン (大分県子育て電話相談センター)	大分県	0120-462-110		24時間受付		子育てに関するあらゆる悩み
大分中央児童相談所	大分県	097-544-2016		24時間受付		電話・来所相談
子ども人権110番	法務省	0120-007-110		8:30～17:15 時間外は留守電対応	土日祝祭日	人権に関する相談
みんなの人権110番	大分地方法務局	0570-003-110	http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html	8:30～17:00	土日祝祭日	人権に関する相談
法務少年支援センター (青春期さぼ〜と)	大分少年鑑別所	097-538-4152		8:30～17:00	土日祝祭日	電話・来所相談
大分っ子フレンドリーサポートセンター	大分県警察	097-532-3741		8:30～17:00		電話・来所相談
サイバー犯罪対策室	大分県警察	097-536-2131		8:30～17:00		ネットトラブル、 ネットいじめ
ネットあんしんセンター	大分県教育委員会	097-534-5564		13:00～17:30 メール随時	火木土日	ネットトラブル、 ネットいじめ
大分いのちの電話	大分いのちの電話	097-536-4343		24時間受付	なし	自殺予防相談
チャイルドライン大分	NPO法人チャイルドライン支援センター	0120-99-7777		16:00～21:00	土日祝祭日	悩み、困り相談